

1 策定に関する基本的な考え方

- 本計画は「国土利用計画法」に基づき策定され、農地、森林、宅地等の土地利用の方向性を示す計画。
- 新総合計画の目指す目標に土地利用の観点から貢献。今次計画は、次の10年の本格的な人口減少・高齢化の局面に対応するため、2018（平成30年度）～2025年度頃までを計画期間として県土利用の方向性を示す。

2 千葉県の特徴

- 県土を牽引する拠点都市の存在、都心・大市場への近接性
- 生業とともに育まれた美しい自然、暮らしと交わる森林・海岸線
- 我が国全体に貢献する食糧生産機能の大きさと農山漁村地域
- 高度な知見を有する研究機関の立地や特色ある産業集積
- 圏央道、アクアライン等の広域的な交通ネットワークの整備進展 等

前計画期間の主な土地利用動向

- 耕作放棄、宅地開発、太陽光発電施設設置等による農地・森林の減少の継続
- 宅地増加、低未利用地の存在
- 産廃不法投棄の抑制に成功

3 県土の質的变化～これまでの10年とこれからの10年～

- ①人口減少・高齢化による管理水準の低下
(都市部の土地利用空洞化、空家の増加、担い手の減少による農地・森林の荒廃、所有者不明土地の増加)
- ②県土の担い手としての産業の持続的発展と交流基盤の確保
(農林業の担い手減少、研究拠点と産業集積の連携促進、交流機能・生産性向上のための交通基盤の確保)
- ③暮らしと共存してきた自然環境の劣化の進行
(林地開発や農地転用等により、自然が育む人々の生活環境、多様な生物の生存環境、生産機能の劣化)
- ④大規模自然災害の発生への懸念
(多くの人が暮らし、首都圏経済を支える本県。首都直下地震や気候変動に伴う大規模水害等の発生の懸念)

4 目指すべき県土の姿、5 県土利用の基本方針

- 人口減少・高齢化の局面を好機として、**都市機能や生活機能の拠点の形成、ネットワーク化、担い手への土地集積、情報通信技術の活用、県内外の交流の促進、暮らしに身近な自然の保全等により、広く多様で豊かな県土を機能的に利用。**
- ①人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用
(都市機能の集約化、担い手へ農地集積、スマート農業の導入促進、林業施業の集約化、所有不明土地の対応、産業間・産学連携の推進、交通ネットワーク整備 等)
- ②県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生
(生活と交わる農地・森林の保全・再生、資源循環型の県土利用、交流を生み出す良好な景観の形成 等)
- ③災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築
(災害リスク情報提供と土地利用誘導、インフラ戦略的維持管理、災害時の交通・ライフライン確保 等)
- ④多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い
(市町村、市民活動団体、事業者等との連携、都市住民等の農地管理等への関心の醸成 等)

6 利用区分に応じた方向性、7 規模の目標

- 農用地：農地転用許可制度の適正運用、担い手への農地集積、都市・農村交流に活用
 - 森林：森林開発許可制度の適正運用、森林施業の集約化、事業者等による森林整備活動の促進
 - 宅地：不必要な住宅地開発は抑制、低未利用地の有効活用と計画的な居住誘導、空家の有効活用 等
- ※規模の目標については検討・調整中（農用地・森林の減少幅、宅地の増加幅が低減する見通しを示す方向）

8 地域ごとに目指す方向性

総合計画における5つのゾーン毎の方向性に関する記載について、土地利用に関連する部分を記載

9 計画の実現に向けた措置

- ①人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用
(都市地域の立地適正化計画の策定促進、道の駅等を活用した小さな拠点の形成、農地中間管理機構を活用した農地集積、国際拠点等にアクセスする高規格幹線道路の整備、産学官マッチング促進 等)
- ②県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生
(開発許可制度等適正運用、里山活動への支援、森林再生技術普及、再生土使用に関する規制検討 等)
- ③災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築
(河川管理・海岸保全施設の整備・耐震化、長寿命化計画に基づく維持管理、地震被害想定の情報提供、水害・土砂災害ハザードマップ策定支援、緊急輸送道路の代替性確保のための道路整備 等)
- ④多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い
(里山活動団体支援、法人の県有林整備への参画、グリーン・ブルーツーリズム推進 等)

10 五地域区分の土地利用の原則及び調整方針

- 都市機能の集約化の動きや暮らしに身近な自然の保全等を目指すことを踏まえ、農用地区域・保安林以外の農業地域・森林地域と市街化調整区域の重複部分の無秩序な市街化を抑制する方針を示す方向